

建築物以外の公共交通機関の施設

項 目	小 項 目	都市施設	プラットフォーム、跨線橋、乗降デッキ等
		特定都市施設	すべて
(1)改札口	改札口		◎
(2)乗降場	乗降場、プラットフォーム		◎
(3)通 路	1)通路		◎
	2)改札口から乗降場に至る1以上の通路		◎
	3)傾斜路		◎
(4)階 段	階段		◎
(5)エレベーター	エレベーター		※1日の乗降客数が5,000人以上の鉄道施設◎ その他の停車場○（鉄道関係のみ）
(6)便 所	1)腰掛式便器 ※車いす使用者用便所が隣接している場合は除く。		◎
	2)男子用小便器		◎

道 路

項 目	小 項 目	都市施設	1 道路法の規定による道路	2 開発行為による道路
		特定都市施設	すべて	すべて
(1)歩 道	1)歩 道		◎	◎
	2)交差点部分と縁石の切り下げ部分		◎	◎
	3)視覚障害者誘導用床材		◎	◎
	4)バス、タクシーの乗降場及びその付近		◎	◎
	5)滞留場所		◎	◎
(2)横断歩道橋等	横断歩道橋及び地下横断道		◎	◎

公 園

項 目	小 項 目	都市施設	1 都市公園等	2 自然公園等	3 開発行為による公園	4 その他の公園
		特定都市施設	すべて	すべて	2,500㎡以上	2,500㎡以上
(1)出入口	1)出入口		◎	◎	◎	◎
	2)改札口		◎	◎	◎	◎
(2)園路(自然公園等は除く。) ※出入口から園内の主要な施設 までの経路及び不特定多数が 利用する1以上の便所、あす まや又は休憩所に至る経路 ※自然地形、文化財保護等の理 由により、整備が困難である と認められる部分は除く。	1)園 路		◎		◎	◎
	2)階 段		◎		◎	◎
	3)併設の傾斜路		◎		◎	◎
(3)駐車施設	1)車いす使用者用駐車施設		◎	◎	◎	◎
	2)通 路		◎	◎	◎	◎
(4)案内表示等	案内表示等		◎	◎	◎	◎

路外駐車場

項 目	小 項 目	都市施設	路 外 駐 車 場
		特定都市施設	500㎡以上
(1)出入口	出入口		◎
(2)通 路	通 路		◎
(3)駐車施設 ※駐車台数20台以上のもの	車いす使用者用駐車施設		◎

〔注意1〕この適用表は、条例・規則で詳細に規定された、都市施設・特定都市施設の対象範囲及び用途面積等によって相違する整備項目、さらに届出・協議の必要な事項を一覧にし、指導監督職員あるいは新築等を行う事業者・建築士等への早見表として活用していただくため作成したものです。

〔注意2〕協議の対象となる特定都市施設は、施行規則第8条により床面積2,000㎡以上となっている。（◎の施設のうち）

〔参考〕「別表1」は整備の対象となる都市施設と届出の対象となる特定都市施設を規定。

「別表2」は整備項目と整備基準及び適用施設を規定。

「別表3」は届出が必要な特定都市施設、「別表4」は協議の必要な特定都市施設を規定。

コラム

心のバリアフリーを進めるために

1 障害のある人へのエチケット（総論）

心のバリアフリーは、高齢の方や障害のある方などへの理解を深め、思いやりのある心で自分から進んで行動ができるような「気持ちづくり」であり、だれもがみんなできること、そして取り組まなければならない大切なことです。

当マニュアルでは、施設の設置者、設計者、維持管理者としてだけでなく、一人の人間として知っておきたい障害のある方への基本的なエチケットと介助方法などをコラム欄で紹介します。

●「障害のある人」は特別な人ではありません

障害はからだの一部であって、その人すべてをさすものではありません。子ども扱いや過度な同情、またへりくだった態度は憤むべきで、対等な立場で話をするのが大切です。



●困っている人を見かけたら、ひと声かけてください

困っているからと言って、だまって突然からだに触れたり、車いすを押したりすることは、相手に失礼であり、驚かせることになります。

例えば、車いすを使用する人は、不意に力が加わるとバランスが崩れて倒れる危険がありますし、白杖を使用している人は杖や杖を持つ手を不意ににぎられるとたいへん不安を感じます。

このため、困っている人を見かけたら、「お手伝いしましょうか」とひと声かけて、何をしてほしいか聞くのが大切です。

●障害は一人ひとり違います

障害の箇所や程度は一人ひとり違います。また、必要とする介助も、その人の性格や障害の程度などによって、それぞれに異なります。このため、本人の意思を尊重した介助を心がけましょう。

例えば、杖を使用する人の中には腕をかせば上りやすい人とかえって上りづらい人がいます。どのようなお手伝いが必要なのかよく聞いてからお手伝いをするのが大切です。



●無理をしないように

介助をする人もされる人も事故やけがをしないようにすることが大切です。「自分でできる」自信がないときは、無理をしないで、周囲の人に協力を求めましょう。

●必要なときに快くお手伝いを

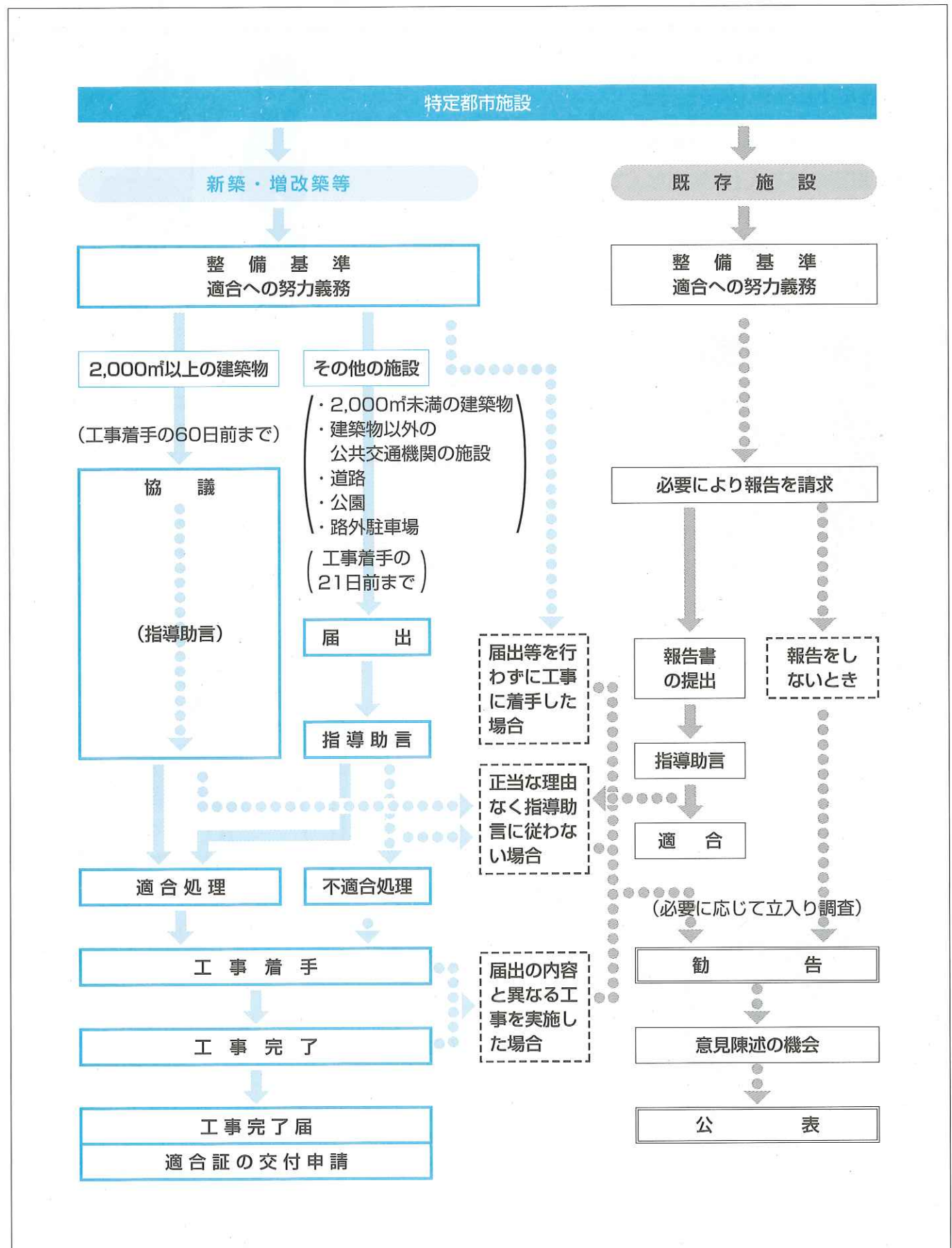
障害のある人はいつも介助を必要としているわけではありません。せっかく勇気を出して介助を申し出たのに、断られたといって気を悪くしないでください。

また、障害のある人が困っているときや援助を求められたときは、快くお手伝いをしてください。

次のコラム P.18

3 特定都市施設の整備と手続き

(1) 特定都市施設整備の流れ



(2) 特定都市施設の新築等の届出・協議の手続き

●建築物

